松江市営業代行等を活用したものづくり産業販路拡大支援事業補助金
実施要領

1. 補助事業の目的

三菱マヒンドラ農機株式会社の事業撤退により影響を受ける松江市内製造業者が、営業代行等が持つ販売のノウハウやネットワークを活かして、製品、部品、技術などの販路拡大を図るために必要な経費の一部を補助することにより、松江市内製造業者の収益確保を支援し、もって競争力強化を図ることを目的とします。

2. 概要

補助対象者	令和８年４月７日より公益財団法人しまね産業振興財団が実施する、営業代行等を活用したものづくり産業販路拡大支援事業助成金（以下「財団助成金」という。）の交付確定を受けた者で、次の各号のいずれにも該当するもの （1） 松江市内に主たる事業所があるもの （2）松江市税の滞納がないもの
補助対象事業	令和８年４月７日より公益財団法人しまね産業振興財団が実施する、財団助成金の特別枠で交付確定を受けた取組
補助対象経費	財団助成金の助成対象経費のうち、松江市内の事業所で実施したものに係る経費
補助率・ 補助上限額	補助対象経費の４分の１以内の額（1,000 円未満切捨て）とし、上限を 50 万円とする。
申請受付期間	令和８年４月７日（火）から令和９年３月 31 日（水）まで ※予算がなくなり次第受付を終了します。 　この日以内で、財団助成金の交付確定を受けた事業が補助対象となります。

3. 申請書類の取得方法

松江市ホームページに掲載していますので、以下のとおりアクセスしてダウンロードしてください。

（1）以下の URL にアクセスし、該当補助金のページにアクセスします。

https://www.city.matsue.lg.jp/sangyo business/sangyoshinko/seizou shien/index.html

※松江市ホームページのトップページからは以下のとおりアクセスできます。

トップページ＞産業・ビジネス＞産業振興＞製造業等補助金・支援制度

（2）「申請様式」欄から様式をダウンロードする。

4. 申請方法

必要書類を以下のメールアドレスにご送付ください。

misc-hojokin@city.matsue.lg.jp

（松江市ものづくり産業支援センター補助金担当メールアドレス）

※メールでのご提出ができない場合は、「6. 問合せ先」までご相談ください。

5. 手続きの流れ

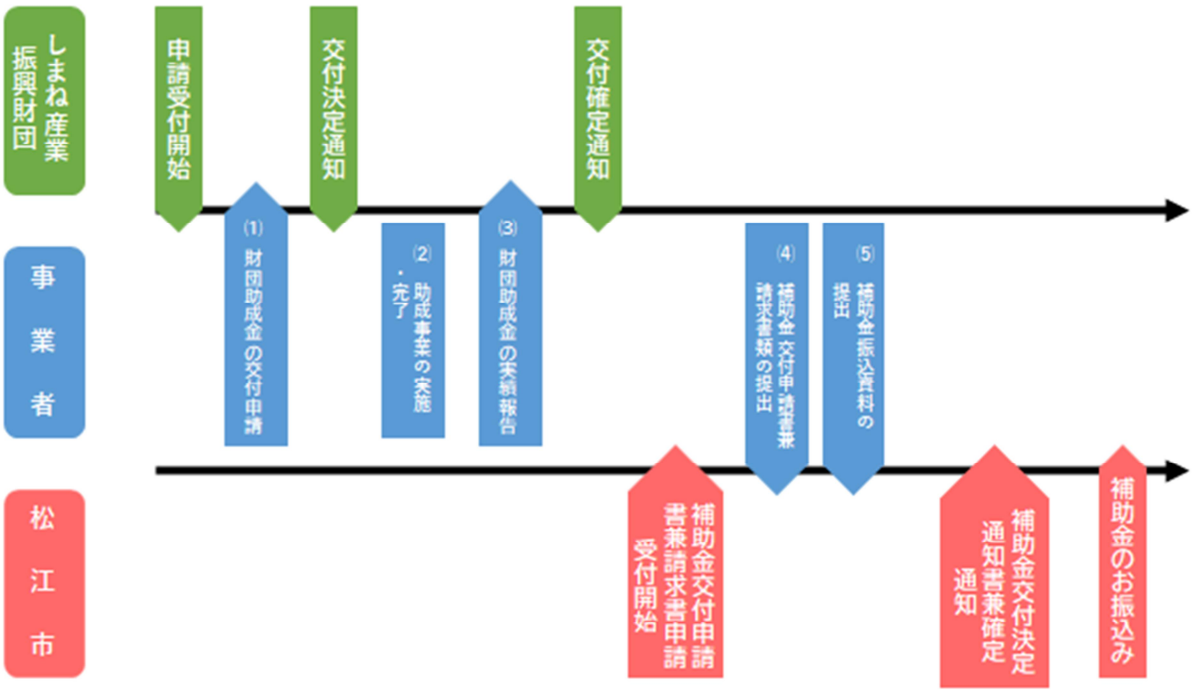

(1)財団助成金の交付申請

財団助成金の交付申請を行い、事業の実施・完了、交付確定を受けてください。

(2)本補助金の交付申請書類の提出

以下の書類をご提出ください。

① 財団助成金の交付確定通知書の写し
② 財団助成金の事業計画書、実績報告書及び収支決算書の写し
③ 市税に滞納がないことが分かる証明書
④ 口座振込依頼書(別記様式)
⑤ 振込先金融機関口座が確認できる書類の写し

6.問合せ先

松江市産業経済部ものづくり産業支援センター
〒690-0816 松江市北陵町１番地 テクノアークしまね内
電話:0852-60-7101 FAX:0852-25-0300
Mail:misc-hojokin@city.matsue.lg.jp